

セルールボーテ 覚書

～ 報奨金について ～

本商品販売報奨金を下記により実施する。

1. 算定基準 年間を2期に分けその期間の純仕入れ額を適応する。
2. 実施機関 第一期 10月1日～翌3月31日、第二期 4月1日～9月30日。
3. 実施要項 上記各期において、甲が下記の各ランクに該当する金額の本商品を仕入れた場合、乙は、各ランク毎に定める報奨金を甲に支払うものとする。
4. 期間仕入れ額と適用基準
甲の発注書に基づいて発行される乙の納品書の期間と金額（税抜）によるものとする。

| 各期 | 各期間仕入れ額 | 報奨金配当率 |
|----|-----------------|--------|
| | 30万円 ～ 60万円未満 | 3% |
| | 60万円 ～ 120万円未満 | 10% |
| | 120万円 ～ 240万円未満 | 13% |
| | 240万円 ～ 300万円未満 | 16% |
| | 300万円以上 | 20% |

5. 報奨金の支払い規約は、各期間毎に乙の仕入れた本商品代金が毎月度末日決済が完了している事。第一期報奨金の支払いは5月31日、第二期は11月30日に乙より、甲の指定口座へ支払われる。（※尚、支払日が休日・祝日等金融機関休みの場合は後日になります。）

6. ご注文金額がサロン様価格で1万円（税別）以下の場合は、別途 既定の送料がかかります。尚、北海道及び沖縄地区に関して1万5千円（税別）となります。

※ 口座情報が違う場合は、お振込みが遅れますのでお間違いのないようご記入ください。